

霧島錦江湾国立公園における霧島生態系維持回復事業の策定の概要

1 経緯

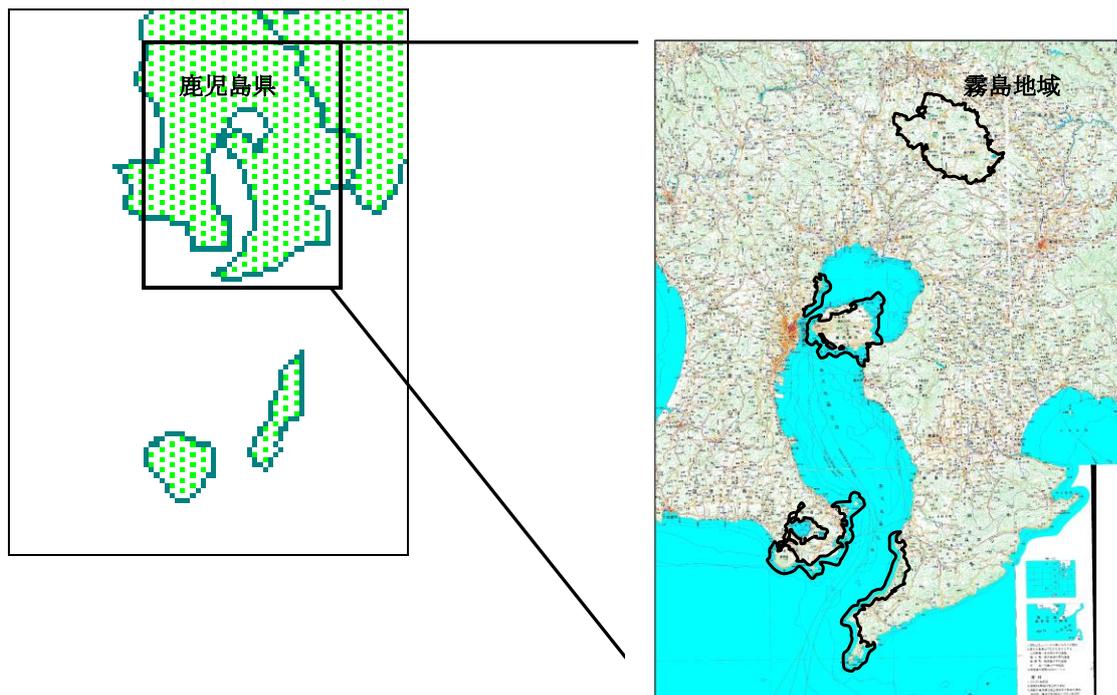
霧島錦江湾国立公園は、霧島火山帯に属する霧島地域及び桜島を中心とする錦江湾地域からなる国立公園である。

このうち霧島地域は、九州中央山地の南部に位置し、主峰である韓国岳、高千穂峰、新燃岳等の火山群とえびの高原等の山麓部からなる地域で、本土では1,500メートル級山岳の最南端であり、火山地帯であることから植生遷移等の植物研究の歴史は古く、キリシマエビネ、ミヤマキリシマ等のように霧島にちなんだ種名の植物や霧島地域の固有種であるノカイドウ、キリシマミツバツツジ等の希少種も多く、これらの植物は霧島地域の景観要素として非常に重要であるとともに、生物多様性の面からも重要である。

火山活動に伴って誕生した火山湖、噴気現象、温泉及び高原等の多様で特異な地形により豊かな生態系に恵まれる一方、ニホンジカの増加等に伴う樹木の剥皮、森林の更新の停滞等の生態系、農林業等への影響が生じている。このことから、植生の保護やニホンジカの排除等の対策を行い、霧島地域の生態系の維持又は回復を図るため、平成24年3月16日に平成28年3月31日までを計画期間とする霧島生態系維持回復事業計画を農林水産省及び環境省で策定した。この結果、えびの高原内のニホンジカ生息密度が低下するなど成果は見られ始めているが、減少していた植生の回復は明確に確認されておらず、対策の継続が必要な状況である。

以上のことから、霧島生態系維持回復事業計画を改めて策定し、ニホンジカの個体数調整や植生の保護対策を通じてニホンジカの影響がおよぶ前の1990年代半ばの植生を目安として、霧島地域の生態系の維持又は回復を図るものである。

霧島錦江湾国立公園位置図



□ : 公園区域線

2 生態系維持回復事業計画の策定

① 生態系維持回復事業計画の名称

霧島錦江湾国立公園 霧島生態系維持回復事業計画

② 生態系維持回復事業計画の策定者

農林水産省、環境省

③ 生態系維持回復事業計画の計画期間

平成 28 年 4 月 1 日から事業の目標を達成するまで

④ 生態系維持回復事業の目標

省略

⑤ 生態系維持回復事業を行う区域

霧島錦江湾国立公園の霧島地域全域

⑥ 生態系維持回復事業の内容

省略

⑦ 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

省略